



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則……………(企画法制課) …… 3
- 大和高田市会計規則の一部を改正する規則……………(会計課) ……13
- 大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則……………(保険医療課) ……14
- 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(企画法制課) ……15
- 大和高田市公有財産規則の一部を改正する規則……………(財産管理課) ……16
- ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則……………(企画法制課) ……17

訓令

- 大和高田市広報規程……………(広報情報課) ……17

告示

- 大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する告示……………(市民課) ……18
- 大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示……………(児童福祉課) ……19
- 大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示() ……21
- 行政不服審査法の施行に伴う関係要綱の整理に関する告示……………(企画法制課) ……24
- 大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示……………(社会福祉課) ……26
- 大和高田市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱……………() ……32
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……39
- 公示送達……………(収納対策室) ……39
- 公示送達……………() ……39
- 平成28年5月18日付け告示第61号、平成28年6月29日付け告示第76号、平成28年7月5日付け告示第79号並びに平成28年7月8日付け告示第81号及び第82号の訂正……………(市民課) ……40
- 9月市議会定例会の招集……………(財政課) ……40
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……40
- 大和高田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱……………(財政課) ……41
- 公示送達……………(収納対策室) ……42
- 公示送達……………() ……43
- 公示送達……………() ……43

公告

- 市営住宅西坊城団地屋根張替工事に関する条件付き一般競争入札公告…(契約監理室) ……43
- 市営住宅東雲町地内側溝浚渫工事に関する条件付き一般競争入札公告…() ……46

○大和高田市公園長寿命化対策遊具改修その1工事に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	48
○大和高田市公園長寿命化対策遊具改修その2工事に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	51
○大和高田市公園長寿命化対策遊具改修その3工事に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	53
○大和高田・橿原相互融通管理設工事に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	56
○保育所便所洋式化改修に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	58
○市道天30号線仮設橋設置工事(再度入札)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	60
○農用地利用集積計画の縦覧	(産業振興課)	63
教育委員会		
○児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則	(学校教育課)	63
○教育委員会8月定例委員会の招集	(教育総務課)	64
○教育委員会9月定例委員会の招集	(〃)	64
選挙管理委員会		
○選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会)	64
○選挙管理委員会の招集	(〃)	65
農業委員会		
○農業委員会9月定例委員会の招集	(農業委員会)	65
公営事業		
○指定給水装置工事事業者の指定	(水道総務課)	65
○大和高田市水道総務課窓口業務等包括委託	(〃)	65

規 則**規則第35号**

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を次のように定める。

平成27年12月10日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、大和高田市児童医療費助成条例(平成24年条例第8号)第5条の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 大和高田市乳幼児医療費助成条例(平成8年条例第32号)第5条の証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 大和高田市乳幼児医療費助成条例第6条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則(平成8年規則第48号)第5条の2に規定する受給資格証の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則第6条に規定する受給資格証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成8年条例第34号)第4条の証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成8年規則第50号)第6条に規定する受給資格証の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条の受給資格証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 大和高田市心身障害者医療費助成条例(平成8年条例第33号)第4条の証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 大和高田市心身障害者医療費助成条例第5条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則(平成8年規則第49号)第6条に規定する受給資格証の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応

答に関する事務

- (4) 大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則第7条の受給資格証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 大和高田市精神障害者医療費助成条例（平成26年条例第23号）第6条の証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 大和高田市精神障害者医療費助成条例第7条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則（平成27年規則第2号）第6条に規定する受給資格証の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (4) 大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則第7条の受給資格証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）要綱（平成27年告示第29号）第6条の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）要綱第10条に規定する受給資格認定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）要綱第11条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱（平成14年告示第81号）第3条の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第7条に規定する助成の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、大和高田市精神障害者医療費助成事業（精神通院）実施要綱（平成27年告示第28号）第6条の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、大和高田市在宅高齢者日常生活用具給付事業実施規則（平成12年規則第19号）第3条の規定による給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則（平成14年規則第63号）第4条の規定による利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- (2) 大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則第10条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第12条 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 大和高田市外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成7年規則第59号）第4条の規定による支給申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- (2) 大和高田市外国人高齢者特別給付金支給要綱第7条に規定する申請した事項に変更が生じ

たときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第13条 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、大和高田市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱（平成4年告示第13の4号）第5条の規定による助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第14条 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、大和高田市難病患者等日常生活用具給付事業実施規則（平成16年規則第23号）第4条の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第15条 条例別表第1の14の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 大和高田市外国人重度障害者特別給付金支給要綱（平成7年告示第60号）第5条の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 大和高田市外国人重度障害者特別給付金支給要綱第8条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第16条 条例別表第1の15の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 大和高田市改良住宅等条例（平成9年条例第35号）第4条の家賃の決定に関する事務

(2) 大和高田市改良住宅等条例第5条の明渡しの請求に関する事務

(3) 大和高田市改良住宅等条例第6条第1項において準用する大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）第8条第1項の規定による入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

(4) 大和高田市改良住宅等条例第6条第1項において準用する大和高田市営住宅条例第16条の家賃の減免又は徴収猶予に関する事務

(5) 大和高田市改良住宅等条例第6条第1項において準用する大和高田市営住宅条例第19条第1項の敷金の徴収又は同条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(6) 大和高田市改良住宅等条例第6条第1項において準用する大和高田市営住宅条例第36条の収入状況の報告の請求に関する事務

第17条 条例別表第1の16の項の規則で定める事務は、大和高田市就学援助費事務取扱要綱（平成14年教育委員会告示第23号）第4条の規定による就学援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第18条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は大和高田市児童医療費助成条例第5条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の1の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る対象者（大和高田市児童医療費助成条例第3条第1項の対象者をいう。以下この条において同じ。）又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

(2) 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。））又は市民税（地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。））に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）

(3) 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)

(4) 当該申請に係る対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険給付実施関係情報」という。)

(5) 当該申請に係る対象者に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)

(6) 当該申請に係る対象者に係る大和高田市乳幼児医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

(7) 当該申請に係る対象者に係る大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

(8) 当該申請に係る対象者に係る大和高田市心身障害者医療費助成条例第4条第1項の対象者の資格に関する情報

(9) 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成条例第5条の対象者の資格に関する情報

第19条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 大和高田市乳幼児医療費助成条例第5条の証明書の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象者(大和高田市乳幼児医療費助成条例第3条第1項に規定する対象者をいう。以下この条において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報

ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

エ 当該申請に係る対象者に係る国民健康保険給付実施関係情報

オ 当該申請に係る対象者に係る児童手当関係情報

カ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市児童医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

キ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

ク 当該申請に係る対象者に係る大和高田市心身障害者医療費助成条例第4条第1項の対象者の資格に関する情報

ケ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成条例第5条の対象者の資格に関する情報

(2) 大和高田市乳幼児医療費助成条例第6条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則第5条の2に規定する受給資格証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則第6条に規定する受給資格証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第20条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条の証明書の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請に係る対象者（大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項の対象者をいう。以下この条において同じ。）又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
- ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- エ 当該申請に係る対象者に係る国民健康保険給付実施関係情報
- オ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- カ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市児童医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報
- キ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市乳幼児医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報
- ク 当該申請に係る対象者に係る大和高田市心身障害者医療費助成条例第4条第1項の対象者の資格に関する情報
- ケ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成条例第5条の対象者の資格に関する情報
- コ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成（後期高齢者）要綱第5条の対象者の資格に関する情報
- サ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条第1項の助成対象者の資格に関する情報
- (2) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第6条に規定する受給資格証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条の受給資格証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- 第21条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。
- (1) 大和高田市心身障害者医療費助成条例第4条の証明書の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請に係る対象者（大和高田市心身障害者医療費助成条例第3条第1項に規定する対象者をいう。以下この条において同じ。）又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
- ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- エ 当該申請に係る対象者に係る国民健康保険給付実施関係情報
- オ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- カ 当該申請に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- キ 当該申請に係る対象者に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報
- ク 当該申請に係る対象者に係る大和高田市児童医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に

関する情報

ケ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市乳幼児医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

コ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

サ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成条例第5条の対象者の資格に関する情報

シ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第5条の対象者の資格に関する情報

ス 当該申請に係る対象者に係る大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条第1項の助成対象者の資格に関する情報

(2) 大和高田市心身障害者医療費助成条例第5条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則第6条に規定する受給資格証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則第7条の受給資格証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第22条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 大和高田市精神障害者医療費助成条例第6条の証明書の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象者(大和高田市精神障害者医療費助成条例第5条の対象者をいう。以下この条において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報

ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

エ 当該申請に係る対象者に係る国民健康保険給付実施関係情報

オ 当該申請に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

カ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市児童医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

キ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市乳幼児医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

ク 当該申請に係る対象者に係る大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

ケ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市心身障害者医療費助成条例第4条第1項の対象者の資格に関する情報

コ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第5条の対象者の資格に関する情報

サ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条第1項の助成対象者の資格に関する情報

(2) 大和高田市精神障害者医療費助成条例第7条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則第6条に規定する受給資格証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則第7条の受給資格証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第23条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第6条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象者(大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第5条の対象者をいう。以下この条において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報

ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

エ 当該申請に係る対象者に係る高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報

オ 当該申請に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

カ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市児童医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

キ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市乳幼児医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

ク 当該申請に係る対象者に係る大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

ケ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市心身障害者医療費助成条例第4条第1項の対象者の資格に関する情報

コ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成条例第5条の対象者の資格に関する情報

サ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条第1項の助成対象者の資格に関する情報

(2) 大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第10条に規定する受給資格認定の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第11条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第24条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第3条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象者(大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条第1項の助成対象者をいう。以下この条において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報

ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

エ 当該申請に係る対象者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報

オ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び

その障害の程度に関する情報

カ 当該申請に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

キ 当該申請に係る対象者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報

ク 当該申請に係る対象者に係る大和高田市児童医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

ケ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市乳幼児医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

コ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

サ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市心身障害者医療費助成条例第4条第1項の対象者の資格に関する情報

シ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成条例第5条の対象者の資格に関する情報

ス 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第5条の対象者の資格に関する情報

(2) 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第7条に規定する助成の更新申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第25条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は大和高田市精神障害者医療費助成事業(精神通院)実施要綱第6条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の8の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る対象者(大和高田市精神障害者医療費助成事業(精神通院)実施要綱第5条の対象者をいう。以下この条において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

(2) 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報

(3) 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(4) 当該申請に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(5) 当該申請に係る対象者に係る大和高田市児童医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

(6) 当該申請に係る対象者に係る大和高田市乳幼児医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

(7) 当該申請に係る対象者に係る大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格に関する情報

(8) 当該申請に係る対象者に係る大和高田市心身障害者医療費助成条例第4条第1項の対象者の資格に関する情報

(9) 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成条例第5条の対象者の資格に関する情報

(10) 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第5条の対象者の資格に関する情報

(11) 当該申請に係る対象者に係る大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条第1項の助成対象者の資格に関する情報

第26条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は大和高田市在宅高齢者日常生活用具給付事業実施規則第3条の規定による給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の9の

項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る対象者(大和高田市在宅高齢者日常生活用具給付事業実施規則第2条の対象者をいう。以下この条において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
- (2) 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第27条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則第4条の規定による利用の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る対象者(大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則第3条の対象者をいう。以下この条において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - イ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該申請に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該申請に係る対象者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報
- (2) 大和高田市緊急通報体制整備事業実施規則第10条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第28条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 大和高田市外国人高齢者特別給付金支給要綱第4条の規定による支給申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る対象者(大和高田市外国人高齢者特別給付金支給要綱第2条の対象者をいう。以下この条において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
 - ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (2) 大和高田市外国人高齢者特別給付金支給要綱第7条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出に係る事実についての審査に関する事務前号に掲げる情報

第29条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は大和高田市重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱第5条の規定による助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の12の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る対象者(大和高田市重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱第3条の対象者をいう。以下この条において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (2) 当該申請に係る対象者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (3) 当該申請に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (4) 当該申請に係る対象者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報

第30条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は大和高田市難病患者等日常生活用具給付事業実施規則第4条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の13の項

の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る対象者(大和高田市難病患者等日常生活用具給付事業実施規則第3条第1項の対象者をいう。以下この条において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
- (2) 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (3) 当該申請に係る対象者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (4) 当該申請に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (5) 当該申請に係る対象者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報

第31条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 大和高田市外国人重度障害者特別給付金支給要綱第5条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請に係る対象者(大和高田市外国人重度障害者特別給付金支給要綱第3条の対象者をいう。以下この条において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
 - ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - エ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - オ 当該申請に係る対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - カ 当該申請に係る対象者に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報

(2) 大和高田市外国人重度障害者特別給付金支給要綱第8条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第32条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 大和高田市改良住宅等条例第4条の家賃の決定に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 大和高田市改良住宅等条例第5条の改良住宅等の入居者又は同居者(以下この条において「改良住宅入居者等」という。)に係る生活保護実施関係情報
 - イ 改良住宅入居者等に係る地方税関係情報
 - ウ 改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報
 - エ 改良住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - オ 改良住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - カ 改良住宅入居者等に係る知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報
- (2) 大和高田市改良住宅等条例第5条の明渡しの請求に関する事務 前号(イを除く。)に掲げる情報
- (3) 大和高田市改良住宅等条例第6条第1項において準用する大和高田市営住宅条例第8条第1項の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 大和高田市改良住宅等条例第6条第1項において準用する大和高田市営住宅条例第16条

の家賃の減免又は徴収猶予に関する事務 第1号に掲げる情報

- (5) 大和高田市改良住宅等条例第6条第1項において準用する大和高田市営住宅条例第19条第1項の敷金の徴収又は同条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第33条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は予防接種法(昭和23法律第68号)第28条の実費の徴収の決定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は当該予防接種を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

第34条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務とし、同表の17の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該健康増進事業に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該健康増進事業に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
- (3) 当該健康増進事業に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (4) 当該健康増進事業に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報(条例別表第3の規則で定める事務)

第35条 条例別表第3の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 就学援助費の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請に係る児童生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- イ 当該申請に係る児童生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
- ウ 当該申請に係る児童生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 就学援助費の返還に関する事務 当該就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る前号に掲げる情報

(補則)

第36条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

規則第27号

大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市会計規則の一部を改正する規則

大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)の一部を次のように改正する。

第4条の4の見出しを「(出納員等の帳簿)」に改める。

第5条第1項中「調定伺書」を「調定伺兼通知書」に改める。

第6条中「調定通知書」を「調定伺兼通知書」に改める。

第42条中「調定伺書」を「調定伺兼通知書」に、「調定通知書」を「調定し、当該通知書」に改める。

第84条第1項中「帳簿」の次に「のうち、必要なもの」を加え、同項第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表第1中「、第3条関係」を「及び第3条関係」に、

「

課長	戸籍・住民基本台帳・印鑑証明及びその他証明書の発行及び閲覧等に係る手数料の収納
----	---

」を

「

課長	戸籍及び住民基本台帳に関する証明書、印鑑登録証明書その他証明書の交付に係る手数料の収納 戸籍、住民基本台帳その他証明書の閲覧等に係る手数料の収納
----	---

」に、

「

まちづくり 振興室自治 振興課	課長	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
-----------------------	----	-----------------------------	--

」を

「

まちづくり 振興室自治 振興課	課長	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
まちづくり 振興室市民 協働推進課	課長	市民交流センターの運営に係る 使用料の収納 住民票の写し及び印鑑登録証明 書の交付に係る手数料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員

」に、

「

建築住宅課	課長及び 参事
-------	------------

」を

「

営繕住宅課	課長
-------	----

」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第28号

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市養育医療の給付に関する規則(平成25年規則第11号)の一部を次のように改正する。
別表備考の2第3号中「並びに所得税法等の一部を改正する法律」を「、所得税法等の一部を改正する法律」に、「及び」を「並びに」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条並びに附則第82条第1項」を加える。

様式第5号及び様式第14号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第29号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱(平成27年告示第29号)第6条の規定による申請の受理、その申請」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例(平成28年条例第20号)第6条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出の受理、その届出」に、「申請に」を「届出に」に改め、同条第2号中「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第10条に規定する受給資格認定の更新の」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則(平成28年規則第5号)第3条の規定による」に改め、同条第3号中「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第11条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則第7条に規定する受給資格認定の更新の申請」に、「届出に」を「申請に」に改める。

第8条第1号中「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱(平成14年告示第81号)第3条の規定による申請」を「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成28年条例第18号)第4条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出」に、「申請に」を「届出に」に改め、同条第2号中「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第7条に規定する助成の更新」を「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則(平成28年規則第6号)第3条の規定による」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第7条に規定する受給資格認定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
第20条第1号コ中「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例」に改め、同号サ中「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条第1項の助成対象者」を「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第3条の対象者」に改める。

第21条第1号シ中「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱」を「大和高田市精神

障害者医療費助成(後期高齢者)条例」に改め、同号ス中「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条第1項の助成対象者」を「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第3条の対象者」に改める。

第22条第1号コ中「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例」に改め、同号サ中「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条第1項の助成対象者」を「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第3条の対象者」に改める。

第23条第1号中「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第6条の規定による申請」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例第6条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出」に改め、同号ア中「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例」に改め、同号サ中「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条第1項の助成対象者」を「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第3条の対象者」に改め、同条第2号中「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第10条に規定する受給資格認定の更新の」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則第3条の規定による」に改め、同条第3号中「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱第11条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則第7条に規定する受給資格認定の更新の申請」に改める。

第24条第1号中「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第3条の規定による申請」を「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第4条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出」に改め、同号ア中「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条第1項の助成対象者」を「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第3条の対象者」に改め、同号ス中「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例」に改め、同条第2号中「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第7条に規定する助成の更新」を「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第3条の規定による」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第7条に規定する受給資格認定の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第25条第10号中「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)要綱」を「大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例」に改め、同条第11号中「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成要綱第4条第1項の助成対象者」を「大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第3条の対象者」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

規則第44号

大和高田市公有財産規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年8月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市公有財産規則の一部を改正する規則

大和高田市公有財産規則(昭和41年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書きを加える。

ただし、これらの権利が市の利益を害さないと市長が認めるときは、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

(行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定する場合の準用)

第9条の2 第7条から前条までの規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」とい

う。)第238条の4第2項から第4項までの規定により行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定する場合について準用する。

第15条第4号中「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

規則第46号

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年9月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則(平成20年規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「寄 附 申 出 書」を「ふるさと大和高田 応援寄附申出書」に、

住所/所在地(〒 —)

氏名/名称

電話番号

」を

「大和高田市長 様

住所/所在地(〒 —)

(ふりがな)

氏名/名称

電話番号

」に、

「寄附)」を「寄附。)」に、「公表してよい」を「公表してよい。」に、「匿名を希望する」を「匿名を希望する。」に、「。(寄附金額に応じて希望する記念品の番号を記入してください。)」を「(寄附金額に応じて希望する記念品の番号を記入してください。)」に、「同意します」を「同意する」に、「同意しません」を「同意しない」に改め、同様式に次のように加える。

8 寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例)申請書の送付希望をお知らせください。

- 送付を希望する。
- 送付を希望しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第12号

大和高田市広報規程を次のように定める。

平成28年8月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市広報規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、市政に対する市民の理解と協力を得るため必要な情報を市が発信すること（以下「広報」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（広報の方法）

第2条 広報は、次に掲げる方法により行うものとする。

- （1） 広報誌の発行
- （2） 街頭広報
- （3） ホームページへの掲載
- （4） ソーシャルメディアでの情報提供
- （5） 情報メール一斉配信サービス
- （6） 報道機関への情報提供
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

（部課長等の責務）

第3条 部課長等（大和高田市決裁規程（平成9年訓令第6号）第2条第5号に規定する部長、同条第6号に規定する室長、同条第7号に規定する次長、同条第8号に規定する課長及び同条第9号に規定する参事をいう。以下同じ。）は、所管する事務に係る広報について常に迅速かつ的確にして最も効果のある手法の考究に努めなければならない。

（各課に対する指示）

第4条 企画政策部長は、部課長等に対し、当該部課長等が所管する事務に係る広報について必要な指示を行うものとする。

（広報委員）

第5条 部課長等を補助するため、各課（課を置かない室にあつては、室とする。）に広報委員を置く。

2 広報委員は、職員のうちから市長が任命する。

3 広報委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 企画政策部長は、広報に関して庁内横断的な協議を要するときその他必要があると認めるときは、広報委員を招集して会議を開くことができる。この場合において、企画政策部長は、当該会議に広報委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示**告示第145号**

大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する告示

大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年告示第84号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号を削る。

第15条第2項及び第16条第2項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年1月1日から平成37年12月27日までの間における改正後の大和高田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程第15条第2項及び第16条第2項の規定の適用については、これらの規定中「及び個人番号カード」とあるのは、「、住民基本台帳カード及び個人番号カード」とする。

告示第1号の2

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年1月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成16年告示第37号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「養成機関」を「市長は、養成機関」に改める。

第6条第3項に次の1号を加える。

(7) 高等職業訓練促進給付金等に係る個人番号提供書(様式第2号)

第7条中「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

第8条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第10条第1項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第11条第1項中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

様式第7号を様式第8号とし、様式第6号中「なくなった」を「無くなった」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号中「大和高田市長 殿」を「大和高田市長 殿」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中「とりやめ」を「取りやめ」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号を様式第4号とし、様式第2号中「いただきます」を「ください」に、「届出て」を「届けて」に、「なくなった」を「無くなった」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第6条関係)

受付番号 番

(表)

高等職業訓練促進給付金等に係る個人番号提供書

高等職業訓練促進給付金等の申請を行うに当たり、次のとおり個人番号を提供します。

年 月 日

大和高田市長

殿

記入者氏名

印

フリガナ		性別	男	・	女
申請者氏名		生年月日	年	月	日生
住所	(〒) 大和高田市				
個人番号					

※以下窓口記入欄

番号確認に使用した書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(裏) <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票(個人番号記載) <input type="checkbox"/> その他 ()	身元確認に使用した書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(表) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他写真付き身分証明書 () <input type="checkbox"/> 写真のない身分証明書(2つ以上) ()
---	--

確認者： _____
 確認日： _____年 _____月 _____日

備考

- ご提供いただいた個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条に基づき、この給付金等に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- この様式は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。
- ご提供いただいた特定個人情報、番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません。
- 全ての個人番号につき、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。

(裏)

○申請者と同一世帯に属する者の個人番号(申請者が世帯員の個人番号を確認の上記入すること。)

フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				
フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				
フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				
フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				

フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				
フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				
フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				

確認者： _____
 確認日： _____年 _____月 _____日

附 則
 この告示は、告示の日から施行する。

告示第1号の3

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成28年1月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示
 大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

（4） 自立支援教育訓練給付金に係る個人番号提供書（様式第2号）

第6条中「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

第7条第1項中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「終了」を「修了」に改める。

第8条中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第9条中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

様式第1号中

「

年	月	日
		（ 歳）

」を

年	月	日生
		（ 歳）

」に、

「

年	月	日	～	年	月	日
（ 受 講 開 始 日 ）						

」を

「

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

」に、「終了」を「修了」に改

める。

様式第5号中

銀行	支店
信用金庫	

」を

銀行	本店
農協	支店
信用金庫	営業所

」に改め、同様式を第6号とする。

様式第4号中

〒	—
大和高田市	

」を

(〒	—)
大和高田市		

」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中

年	月	日	～	年	月	日
(受講開始日)						
入学料	円、	受講料	円	合計	円	円

」を

年	月	日	～	年	月	日
入学料	円、	受講料	円	合計額	円	円

」に、「終了」を「修了」に

改め、同様式を第4号とする。

様式第2号中

住	所	大和高田市
---	---	-------

」を

住	所	(〒	—)
大和高田市				

」に、

年	月	日	～	年	月	日
(受講開始日)						
入学料	円、	受講料	円	合計	円	円

」を

年	月	日	～	年	月	日
入学料	円	、	受講料	円	合計額	円

」に改め、同様式を様

式第3号とする。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第5条関係)

受付番号 番

(表)

自立支援教育訓練給付金に係る個人番号提供書

上記給付金申請を行うに当たり、次のとおり個人番号を提供します。

年 月 日

大和高田市長 殿

記入者氏名 印

フリガナ		性別	男 ・ 女
申請者氏名		生年月日	年 月 日生
住所	(〒 -) 大和高田市		
個人番号			

※以下窓口記入欄

番号確認に使用した書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(裏) <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票(個人番号記載) <input type="checkbox"/> その他 ()	身元確認に使用した書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(表) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他写真付き身分証明書 () <input type="checkbox"/> 写真のない身分証明書(2つ以上) ()
---	--

確認者: _____

確認日: 年 月 日

備考

- ご提供いただいた個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条に基づき、この給付金に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- この様式は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。
- ご提供いただいた特定個人情報(番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません)は、番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません。
- 全ての個人番号につき、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。

○申請者と同一世帯に属する者の個人番号(申請者が世帯員の個人番号を確認の上記入すること。)

(裏)

フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				
フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				
フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				
フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				
フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				
フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				
フリガナ		性別	続柄	生年月日
氏名				年 月 日生
個人番号				

確認者： _____
 確認日： _____年 _____月 _____日

附 則
 この告示は、告示の日から施行する。

告示第39号

行政不服審査法の施行に伴う関係要綱の整理に関する告示を次のように定める。
 平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

行政不服審査法の施行に伴う関係要綱の整理に関する告示

(大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱の一部改正)

第1条 大和高田市子どものための教育・保育の利用に関する様式を定める要綱(平成27年告示第47号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号、様式第7号から様式第10号まで並びに様式第12号から様式第14号までの規定中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「市長と」を「大和高田市長と」に改める。

(大和高田市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱の一部改正)

第2条 大和高田市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱(平成26年告示第34号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「60日」を「3月」に改める。

(大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正)

第3条 大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱(平成23年告示第15号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「60日」を「3月」に、「異議申立てする」を「審査請求をする」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱の一部改正)

第4条 大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱(平成18年告示第120号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「60日」を「3月」に、「異議申立てする」を「審査請求をする」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市地域活動支援センター事業実施要綱の一部改正)

第5条 大和高田市地域活動支援センター事業実施要綱(平成18年告示第124号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「60日」を「3月」に、「異議申立てする」を「審査請求をする」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市日中一時支援事業実施要綱の一部改正)

第6条 大和高田市日中一時支援事業実施要綱(平成18年告示第121号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「60日」を「3月」に、「異議申立てする」を「審査請求をする」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市福祉ホーム事業実施要綱の一部改正)

第7条 大和高田市福祉ホーム事業実施要綱(平成20年告示第95号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「60日」を「3月」に、「異議申立てする」を「審査請求をする」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市点字図書給付事業実施要綱の一部改正)

第8条 大和高田市点字図書給付事業実施要綱(平成12年告示第69号の2)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「60日」を「3月」に、「異議申立てする」を「審査請求をする」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱の一部改正)

第9条 大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱(平成12年告示第69号の3)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「60日」を「3月」に、「異議申立てする」を「審査請求をする」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市意思疎通支援事業実施要綱の一部改正)

第10条 大和高田市意思疎通支援事業実施要綱(平成26年告示第35号)の一部を次のように改

正する。

様式第10号中「60日」を「3月」に、「、 を被告として(訴訟において を代表する者は となります。)」を「、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)」に改める。

(大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱の一部改正)

第11条 大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱(平成25年告示第39号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市精神障害者医療費助成事業(精神通院)実施要綱の一部改正)

第12条 大和高田市精神障害者医療費助成事業(精神通院)実施要綱(平成27年告示第28号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱の一部改正)

第13条 大和高田市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い実施要綱(平成20年告示第77号の2)の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第8号中「60日」を「3月」に、「審査請求」を「審査請求を」に改める。

(大和高田市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱の一部改正)

第14条 大和高田市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱(平成18年告示第54号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第7号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(大和高田市違反広告物処理要綱の一部改正)

第15条 大和高田市違反広告物処理要綱(平成14年告示第38号)の一部を次のように改正する。

様式第11号から様式第13号までの規定中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告示第90号の2

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年8月10日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱(平成27年告示第89号)の一部を次のように改正する。

第1条中「実施する」の次に「平成28年度の」を加え、「支給」を「支給事業」に改める。

第2条中「支給される」を「本市によって贈与される」に改める。

第3条第1項第1号中「平成27年」を「平成28年」に改め、同項第4号中「平成9年1月3日以降に生まれた者。」を「平成10年1月3日以降に生まれた者」に、「平成7年1月3日以降に生まれた者。」を「平成8年1月3日以降に生まれた者」に改め、同号ア中「(児童福祉法)を「(同法)に改め、同項第6号中「平成27年度分」を「平成28年度分」に改め、同条第2項中「該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない」を「該当する者は、支給対象者とししない」に、「平成27年」を「平成28年」に改め、同条第6項第2号中「基準日において65歳以上の者(昭和25年1月2

日以前に生まれた者。)」を「基準日において高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者（昭和26年1月2日以前に生まれた者）」に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」を「同法第2条第2項」に、「採られている者」を「採られているもの」に改める。

第4条中「6,000円」を「3,000円」に改める。

第6条第2項第1号中「市」を「市長」に改め、同項第2号中「市の窓口」を「本市の窓口において市長」に改め、同項第3号中「市の」を「本市の」に、「市に」を「市長に」に改める。

第7条第1項第2号中「補助人」を「代理権付与の審判がなされた補助人」に改め、同条第2項中「前項の規定により」を削る。

第8条第1項中「前2条」を「第6条」に改め、同条第2項第1号中「市」を「本市」に改め、同項第2号中「、当該者」を「当該者」に改め、「市町村」の次に「（特別区を含む。）」を加え、同項第3号中「市」を「本市」に改める。

第9条中「臨時福祉給付金支給事業」を「臨時福祉給付金の支給事業」に改める。

第10条第2項中「市が確認等」を「確認等」に改め、「支給対象者」の次に「（その代理人を含む。）」を加える。

第11条中「の全部又は一部」を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

様

平成28年度 臨時福祉給付金申請書(請求書)

大和高田市長 殿

お問い合わせ番号

バーコード

受付印

1. 申請者(請求者)

私は、裏面の誓約・同意事項(1)から(6)までに誓約・同意の上、平成28年度臨時福祉給付金(対象者1人につき3,000円)を申請します。

Table with columns: フリガナ氏名, 性別, 生年月日, 住所, 電話番号. Includes a stamp area labeled '印'.

※ 申請者(請求者)の押印が必要です。

2. 支給対象者

上記「1. 申請者(請求者)」が、同一の世帯にいる支給対象者を代表して、代理で申請(請求)する場合には、次の欄に既に印字されている支給対象者の氏名等をご確認ください。

Table for recipients with columns: フリガナ氏名, 性別, 生年月日. Rows 1-6.

※ 支給対象者全員分の押印が必要です。

3. 受取方法 (該当する受取方法のA又はB若しくはCのチェック欄(□)に『☑』を入れて、必要事項を記入してください。)

□A 平成27年度の臨時福祉給付金と同じ受取口座(下記)への振込

Table for transfer details: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カタカナ).

※ 上記「A」欄に記載のない方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

□B 新たに指定した金融機関口座(「1. 申請者(請求者)」又は「5. 代理人」の口座に限ります。)への振込

●Bをご選択の場合は、「預金通帳」か「キャッシュカード」の写しと「本人確認書類」の写しを添付してください。

Table for new account details: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, フリガナ口座名義.

※ゆうちょ銀行を記入された場合は、通帳見開き下部の記載内容をご確認の上、支店名、分類及び口座番号(7桁)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を指定していただくことができませんのでご注意ください。

□C 現金による支給

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

●Cをご選択の場合は、「本人確認書類」の写しを添付してください。

(必ず裏面もご確認ください)

4. 表面「2. 支給対象者」が大和高田市外の方に扶養されていた場合(※該当の方のみ記入してください。)

平成28年1月1日時点で、表面「2. 支給対象者」を扶養していた方(扶養者)があり、その方の住所が大和高田市外の場合、扶養者の氏名等を記入してください。

※扶養者の非課税証明書を貼付してください。

支給対象者の番号(表面2)	扶養者	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所 (平成28年1月1日時点の住民票記載の住所)
		印	男・女	年 月 日	電話番号 ()

※記名押印に代えて署名することができます。

5. 代理申請・受給を行う場合(※代理人の本人確認書類の写しを貼付してください。)

代理人	フリガナ 氏名	性別	生年月日	申請者との関係	住所
	印	男・女	年 月 日	1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	電話番号 ()
私は、上記の者を代理人と認め、平成28年度臨時福祉給付金の(申請・請求・受給)を委任します。					「1. 申請者(請求者)」の氏名 印

○申請者(請求者)との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)

※記名押印に代えて署名することができます。

1. 同一世帯: 支給対象者の属する世帯の世帯構成者
2. 法定代理人: 親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
3. その他: 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が適当と認める方

【誓約・同意事項】

- (1) 平成28年度の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 平成28年度臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(「2. 支給対象者」に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、大和高田市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、大和高田市において支給決定をした後、平成28年度臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 大和高田市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、大和高田市が申請者(請求者)(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、大和高田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 平成28年度臨時福祉給付金の支給後、平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、平成28年度臨時福祉給付金を返還します。

本人確認書類(写し 貼付け)

【必要な添付書類】 ※申請者(請求者)及び支給対象者全員分の本人確認書類の添付が必ず必要です!

○ **本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証等の写し)**

※世帯で申し込まれる方は、必ず**支給対象者全員分**の本人確認書類を添付してください。

※代理申請・受給を希望される場合は、表面「1. 申請者(請求者)」に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。

※外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

(注) 平成27年度の臨時福祉給付金と同じ受取口座への振込を希望(口座情報が印字されている場合に限る。)される場合、振込先金融機関口座確認書類の添付書類は不要です。

振込先金融機関口座確認書類(写し 貼付け)

表面の「3. 受取方法」で「B」を選択された方のみ必ず添付が必要

○受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる「預金通帳」か「キャッシュカード」の写し

扶養者が大和高田市外の場合の当該扶養者の非課税証明書(写し 貼付け)

○ほとんどの方は添付の必要がありませんが、次の方のみ書類の添付が必要

[4. 表面「2. 支給対象者」が大和高田市外の方に扶養されていた場合]に記載の方

市使用欄	不足・不備	1次審査	2次審査		備考	
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(申請者・支給対象者) <input type="checkbox"/> 口座確認書類 <input type="checkbox"/> 法定代理人確認書類 <input type="checkbox"/> 扶養者の非課税証明書	日付・サイン	支給	支給予定日		日付・サイン
				不支給		

様式第2号(第6条関係)

〔施設入所等児童等用〕

平成28年度 臨時福祉給付金 申請書(請求書)(案)



大和高田市長 殿

記入日 年 月 日

Table with 4 columns: 施設等の名称, 施設等の種類, 設置者等の氏名(法人名等), 施設等が所在する住所又は里親住所地. Includes a field for 電話番号.

1. 申請方法(申請方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『√』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 施設職員等による代理申請 → 下記の2. 4. 5. (A)を記入してください。受取口座は、支給対象者本人名義の口座に限ります。

※ 下記「2. 代理申請を行う者」が、その所属する施設等に入所等している支給対象者を代理して申請する場合には、支給対象者の氏名等及び口座を別紙様式1にご記入ください。この場合は、支給対象者は、それぞれ裏面の(1)～(6)に誓約・同意し、代理人に申請・請求を委任するものとします。

□ B 本人による申請 → 下記の3. 4. 5. (B又はC)を記入してください。

2. 代理申請を行う者

Table for proxy applicant details: 代理人, フリガナ氏名, 性別, 生年月日, 施設等における役職.

*記名押印に代えて署名することができます。

※裏面の〔誓約・同意事項〕(1)～(6)に誓約・同意の上、平成28年度臨時福祉給付金(対象者1人につき3,000円)を申請します。

3. 申請者(請求者)

Table for applicant details: フリガナ氏名, 性別, 生年月日, 住所(平成28年1月1日時点の住民票記載の住所).

*記名押印に代えて署名することができます。

※裏面の〔誓約・同意事項〕(1)～(6)に誓約・同意の上、平成28年度臨時福祉給付金(対象者1人につき3,000円)を申請します。

4. 支給額(請求額)

支給対象者 人 × 3千円 = 支給額(請求額) の合計 円

※3の申請者(請求者)又は別紙様式1の支給対象者の合計

5. 受取方法(希望する受取方法(下記のA、B又はC)のチェック欄(□)に『√』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 支給対象者ごとに別紙様式1記載の指定の金融機関口座への振込(施設職員等による代理申請の場合)

□ B 指定の金融機関口座(3. の申請者(請求者)の口座に限ります。)への振込

【受取口座記入欄】

Table for receiving account details: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, フリガナ口座名義.

※ゆうちょ銀行を記入された場合は、通帳見開き下部の記載内容をご確認の上、支店名、分類及び口座番号(7桁)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を指定していただくことができませんのでご注意ください。

□ C 現金による支給

(1. でBを選択しており、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

(裏面もご確認ください)

(申請書裏面)

【誓約・同意事項】

- (1) 平成28年度の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 平成28年度臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(別紙様式1記載の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、大和高田市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、大和高田市において支給決定をした後、平成28年度臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 大和高田市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、大和高田市が申請者・請求者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、大和高田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 平成28年度臨時福祉給付金の支給後、平成28年度の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、平成28年度臨時福祉給付金を返還します。

本人確認書類(写し 貼付け)

必ず添付が必要

[施設職員等による代理申請の場合]

- 代理申請を行う者の本人確認書類及び施設名、施設設置者が確認できる書類の写し

例)措置決定通知書、代理申請者と施設との関係を証する書類、援助の実施を証明する書類 等

[本人による申請の場合]

- 本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証等の写し)

振込先金融機関口座確認書類(写し 貼付け)※

必ず添付が必要

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

※「1.申請方法 A 施設職員等による代理申請」に基づき別紙様式1に記載する場合は、各支給対象者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写しを別紙様式2に添付してください。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第90号の3

大和高田市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成28年8月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するように実施する低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金(以下「障害・遺族年金受給者向け給付金」という。)の支給事業について、必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 この告示に基づき障害・遺族年金受給者向け給付金の支給を受けることができる者は、大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱(平成27年告示第89号。以下「実施要綱」という。)

第3条第1項から第3項までに定める平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者(実施要綱第3条第4項から第6項までの適用を受ける場合を含む。)のうち、次の各号のいずれかの年金について平成28年5月分の受給があるものとする。

(1) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害基礎年金又は遺族基礎年金

(2) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法に基づく障害年金、60年改正法附則第78条の規定によりなお従前の例によることとされた旧厚生年金保険法に基づく障害年金(障害等級が1級又は2級の年金に限る。)及び60年改正法附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧船員保険法に基づく障害年金(職務上の事由によるものについては障害等級が1級から5級までの年金、職務外の事由によるものについては障害等級が1級又は2級の年金に限る。)

(3) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち障害年金(障害等級が1級又は2級の年金に限る。)

(4) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)附則第3条及び私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた障害年金及び船員障害年金(障害等級が1級又は2級の年金に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受けた者は、障害・遺族年金受給者向け給付金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)としない。

(支給額)

第3条 支給対象者に対して支給する障害・遺族年金受給者向け給付金の金額は、支給対象者1人につき30,000円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 障害・遺族年金受給者向け給付金に係る申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、前項の規定により市長が定める申請受付開始日のうち最も早い日から起算して3月を経過する日とする。ただし、市長が必要と認める場合

は、当該期限を3月以内に限り延長することができる。

(申請及び支給の方式)

第5条 障害・遺族年金受給者向け給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)申請書(請求書)(様式第1号)又は年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け給付金)申請書(請求書)(施設入所等児童等用)(様式第2号。以下これらを「申請書」という。)により申請を行うものとする。

2 申請者による申請及び障害・遺族年金受給者向け給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号の方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市長に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を本市の窓口において市長に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は本市の窓口において市長に提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。

3 申請者は、障害・遺族年金受給者向け給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証しなければならない。

(代理による申請)

第6条 申請者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者とする。

(1) 平成28年1月1日時点における申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(民法(明治29年法律第89号)に規定する親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が適当と認めるもの

2 代理人が障害・遺族年金受給者向け給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に原則として委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第3条に規定する住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定)

第7条 市長は、第5条の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかにその内容を審査の上、支給の可否を決定し、申請者に対して障害・遺族年金受給者向け給付金を支給するものとする。

2 実施要綱第3条第1項第4号に規定する児童等の保護者、同条同項第5号に規定する配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者について平成28年1月1日時点の住民票において当該者と同一世帯である者並びに同条第6項第1号に規定する障害者のうち養護者から虐待を受けていることにより入所等の措置が採られているもの及び同項第2号に規定する高齢者のうち養護者から虐待を受けていることにより入所等の措置が採られているものの養護者から代理申請があった場合の取扱いについては、実施要綱第8条第2項の規定を準用する。

(障害・遺族年金受給者向け給付金の支給等に関する周知)

第8条 市長は、障害・遺族年金受給者向け給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民に周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項に規定する申請期限までに第5条の規定による申請(代理申請を含む。)が行われなかった場合は、当該支給対象者が障害・遺族年金受給者向け給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者(その代理人を含む。)の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、障害・遺族年金受給者向け給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により障害・遺族年金受給者向け給付金の支給を受けた者があるときは、その者に支給した障害・遺族年金受給者向け給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 障害・遺族年金受給者向け給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、障害・遺族年金受給者向け給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第5条関係)

様

年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)申請書(請求書)

大和高田市長 殿

お問い合わせ番号

バーコード

受付印

1. 申請者(請求者)

私は、裏面の誓約・同意事項(1)から(6)までに誓約・同意の上、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)(対象者1人につき3万円)を申請します。

Table with columns: フリガナ氏名, 性別, 生年月日, 住所, 印, 電話番号. Includes a date field for '記入日' (平成 年 月 日).

※ 申請者(請求者)の押印が必要です。

2. 支給対象者

上記「1. 申請者(請求者)」が、同一の世帯にいる支給対象者を代表して、代理で申請(請求)する場合には、次の欄に既に印字されている支給対象者の氏名等をご確認ください。この場合、支給対象者は、それぞれ裏面の(1)から(6)までの事項に誓約・同意した上で、申請者(請求者)に申請、請求及び受給を委任するものとします。

Table for recipients with columns: フリガナ氏名, 性別, 生年月日, 印. Rows numbered 1, 2, 3.

※ 支給対象者全員分の押印が必要です。

3. 受取方法 (該当する受取方法のA又はB若しくはCのチェック欄(□)に『☑』を入れて、必要事項を記入してください。)

□A 平成27年度の臨時福祉給付金と同じ受取口座(下記)への振込

Table for existing account info with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カタカナ).

※ 上記「A」欄に記載のない方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

□B 新たに指定した金融機関口座(「1. 申請者(請求者)」又は「5. 代理人」の口座に限ります。)への振込

●Bをご選択の場合は、「預金通帳」か「キャッシュカード」の写しと「本人確認書類」の写しを添付してください。添付されていない場合、記入誤り等の事由により振込ができないことがあります。

Table for new account info with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号(右詰めでお書きください。), フリガナ口座名義. Includes sub-columns for bank types and branch numbers.

※ゆうちょ銀行を記入された場合は、通帳見開き下部の記載内容をご確認の上、支店名、分類及び口座番号(7桁)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を指定していただくことができませんのでご注意ください。

□C 現金による支給

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

●Cをご選択の場合は、「本人確認書類」の写しを添付してください。

(必ず裏面もご確認ください)

4. 表面「2. 支給対象者」が大和高田市外の方に扶養されていた場合(※該当の方のみ記入してください。)
平成28年1月1日時点で、表面「2. 支給対象者」を扶養していた方(扶養者)がおり、その方の住所が大和高田市外の場合、扶養者の氏名等を記入してください。

※扶養者の非課税証明書を貼付してください。

支給対象者の番号(表面2)	扶養者	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所 (平成28年1月1日時点の住民票記載の住所)
		印	男・女	年 月 日	電話番号 ()

※記名押印に代えて署名することができます。

5. 代理申請・受給を行う場合(※代理人の本人確認書類の写しを貼付してください。)

代理人	フリガナ 氏名	性別	生年月日	申請者との関係	住所
	印	男・女	年 月 日	1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	電話番号 ()
私は、上記の者を代理人と認め、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)の(申請・請求・受給)を委任します。					「1. 申請者(請求者)」の氏名 印

○申請者(請求者)との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)

※記名押印に代えて署名することができます。

1. 同一世帯: 支給対象者の属する世帯の世帯構成員
2. 法定代理人: 親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
3. その他: 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が適当と認める方

【誓約・同意事項】

- (1) 平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当し、障害基礎年金、遺族基礎年金等について、平成28年5月分の受給がある者に該当し、かつ年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給していません。
- (2) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)の支給要件の該当性等(「2. 支給対象者」に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、大和高田市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、大和高田市において支給決定をした後、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)の請求書として取り扱います。
- (5) 大和高田市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、大和高田市が申請者(請求者)(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、大和高田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)の支給後、平成28年度の市町村民税(均等割)が課税されることが、課税者の扶養親族等であること等により年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)の支給の前提となる平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)を返還します。

本人確認書類(写し 貼付け)

【必要な添付書類】

- **本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証等の写し)**
※世帯で申し込まれる方は、必ず**支給対象者全員分**の本人確認書類を添付してください。
※代理申請・受給を希望される場合は、表面「1. 申請者(請求者)」に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
※外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

障害・遺族基礎年金の受給確認書類(写し 貼付け)

- ※送付された申請書にあらかじめ氏名等が印字してある方については、添付不要です。
- **障害・遺族基礎年金の受給が確認できる書類(年金証書、年金額改定通知書の写し等)**

振込先金融機関口座確認書類(写し 貼付け)

表面の「3. 受取方法」で「B」を選択された方のみ必ず添付が必要

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる「預金通帳」か「キャッシュカード」の写し
- (注)平成27年度の臨時福祉給付金と同じ受取口座への振込を希望(口座情報が印字されている場合に限る。)される場合、振込先金融機関口座確認書類の添付書類は不要です。

扶養者が大和高田市外の場合の当該扶養者の非課税証明書(写し 貼付け)

- ほとんどの方は添付の必要がありませんが、次の方のみ書類の添付が必要
[4. 表面「2. 支給対象者」が大和高田市外の方に扶養されていた場合]に記載の方

市使用欄	不足・不備	1次審査	2次審査		備考
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(申請者・支給対象者) <input type="checkbox"/> 口座確認書類 <input type="checkbox"/> 法定代理人確認書類 <input type="checkbox"/> 扶養者の非課税証明書 <input type="checkbox"/> その他	日付・サイン	支給	支給予定日 日付・サイン	
			不支給		

様式第2号(第5条関係)

【施設入所等児童等用】

年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)申請書(請求書)



大和高田市長 殿

記入日 年 月 日

Table with 4 columns: 施設等の名称, 施設等の種類, 設置者等の氏名(法人名等), 施設等が所在する住所又は里親住所地. Includes a field for 電話番号.

1. 申請方法(申請方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 施設職員等による代理申請 → 下記の2. 4. 5. (A)を記入してください。受取口座は、支給対象者本人名義の口座に限ります。

※ 下記「2. 代理申請を行う者」が、その所属する施設等に入所等している支給対象者を代理して申請する場合には、支給対象者の氏名等及び口座を別紙様式1にご記入ください。この場合は、支給対象者は、それぞれ裏面の(1)～(6)に誓約・同意し、代理人に申請・請求を委任するものとします。

□ B 本人による申請 → 下記の3. 4. 5. (B又はC)を記入してください。

2. 代理申請を行う者

Table for proxy applicant: フリガナ, 氏名, 性別, 生年月日, 施設等における役職. Includes a field for 印.

*記名押印に代えて署名することができます。

※裏面の【誓約・同意事項】(1)～(6)に誓約・同意の上、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)(対象者1人につき3万円)を申請します。

3. 申請者(請求者)

Table for applicant: フリガナ, 氏名, 性別, 生年月日, 住所(平成28年1月1日時点の住民票記載の住所). Includes a field for 印.

*記名押印に代えて署名することができます。

※裏面の【誓約・同意事項】(1)～(6)に誓約・同意の上、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)(対象者1人につき3万円)を申請します。

4. 支給額(請求額)

支給対象者 人 × 3万円 = 支給額 の合計 (請求額) 円

※3の申請者(請求者)又は別紙様式1の支給対象者の合計

5. 受取方法(希望する受取方法(下記のA、B又はC)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 支給対象者ごとに別紙様式1記載の指定の金融機関口座への振込(施設職員等による代理申請の場合)

□ B 指定の金融機関口座(3. の申請者(請求者)の口座に限ります。)への振込

【受取口座記入欄】

Table for receiving account: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, フリガナ 口座名義.

※ゆうちょ銀行を記入された場合は、通帳見開き下部の記載内容をご確認の上、支店名、分類及び口座番号(7桁)をご記入ください。 ※長期間入出金のない口座を指定していただくことができませんのでご注意ください。

□ C 現金による支給

(1. でBを選択しており、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

(裏面もご確認ください)

(申請書裏面)

【誓約・同意事項】

- (1) 平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当し、障害基礎年金、遺族基礎年金等について、平成28年4月分の受給がある者(同年5月分の受給のない者を除く。)又は同年5月分の受給がある者に該当し、かつ年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給していません。
- (2) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)の支給要件の該当性等(「2. 支給対象者」に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、大和高田市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、大和高田市において支給決定した後、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)の請求書として取り扱います。
- (5) 大和高田市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、大和高田市が申請者(請求者)(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、大和高田市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)の支給後、平成28年度の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等により年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)の支給の前提となる平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族年金受給者向け)を返還します。

本人確認書類(写し 貼付け)

必ず添付が必要

[施設職員等による代理申請の場合]

- 代理申請を行う者の本人確認書類及び施設名、施設設置者が確認できる書類の写し

例)措置決定通知書、代理申請者と施設との関係を証する書類、援助の実施を証明する書類 等

[本人による申請の場合]

- 本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証等の写し)

障害・遺族基礎年金の受給確認書類(写し 貼付け)

[施設職員等による代理申請の場合]

- 障害・遺族基礎年金の受給が確認できる書類(年金証書、年金額改定通知書の写し等)

振込先金融機関口座確認書類(写し 貼付け)※

必ず添付が必要

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

※ 「1. 申請方法 A 施設職員等による代理申請」に基づき別紙様式1を記載する場合は、各支給対象者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写しを別紙様式2に添付してください。

告示第91号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成28年8月15日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成28年12月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年5月1日から平成28年5月31日までの間

告示第92号

平成26年度軽自動車税全期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年8月24日

大和高田市長 吉田誠克

1. この通知の発送年月日

平成28年8月10日

2. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第93号

平成28年度軽自動車税全期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年8月24日

大和高田市長 吉田誠克

1. この通知の発送年月日

平成28年6月27日

2. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したと

きに書類の送達があったものとみなされます。

告示第94号

平成28年5月18日付け告示第61号、平成28年6月29日付け告示第76号、平成28年7月5日付け告示第79号並びに平成28年7月8日付け告示第81号及び第82号について次のとおり訂正する。

平成28年8月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

【誤】	なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。
【正】	なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができる。

告示第95号

平成28年9月2日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成28年8月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第96号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年9月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成28年8月1日	13	2								
平成28年8月2日	17	1								
平成28年8月3日	13		16							
平成28年8月4日	7	1	1							
平成28年8月9日	8	1								
平成28年8月19日	1		2							
平成28年8月22日	15	3								
平成28年8月24日			16	1						
平成28年8月30日	6		1							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所				
移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成28年8月10日	道路	大和高田市大字市場地内	1	
平成28年8月22日	道路	大和高田市礪野東町地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし、祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時
ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア. 移動費 2,000円
 - イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第97号

大和高田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年9月1日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域コミュニティ活動の振興を目的として、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が実施するコミュニティ助成事業として採択を受けた事業に対し、大和高田市コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大和高田市補助金交付規則（平成12年規則第51号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4に規定する助成事業の実施主体であって、センターが市に対して助成を決定したものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、実施要綱第2に規定する助成事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、実施要綱第6に規定する助成対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施要綱に基づきセンターから市が助成を受ける額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金交付申請書（補

助金交付規則第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施計画書（補助金交付規則様式第2号）
 - (2) 収支予算書（補助金交付規則様式第3号）
 - (3) 規約の写し
 - (4) 申請を行う年度の前年度の事業計画書の写し
 - (5) 申請を行う年度の前年度の収支予算書の写し
 - (6) 見積書その他当該事業の実施に係る金額積算根拠の写し
 - (7) 事業内容に係る資料
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の審査等により適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（補助金交付規則様式第4号）により申請団体に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、事業が完了したときは、補助事業実績報告書（補助金交付規則様式第7号）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績調書（補助金交付規則様式第8号）
 - (2) 収支決算書（補助金交付規則様式第9号）
 - (3) 支出報告書（補助金交付規則様式第10号）
 - (4) 領収書の写しその他支払関連資料
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による書類の提出により実績報告を受けたときは、当該提出を受けた書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（補助金交付規則様式第11号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助団体は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（概算払）（精算）（補助金交付規則様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

告示第98号

平成28年度市県民税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年9月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成28年7月26日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第99号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年9月9日

大和高田市長 吉田誠克

1 この通知の発送年月日

平成28年8月24日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第100号

平成28年度軽自動車税全期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年9月9日

大和高田市長 吉田誠克

1 この通知の発送年月日

平成28年6月27日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第99号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年8月9日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	市営住宅西坊城団地屋根張替工事
2 工事場所	大和高田市西坊城地内

3 工事期間	契約締結日から平成28年10月31日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年8月10日(水)から平成28年8月18日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年8月19日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間</p>

布	<p>平成28年8月10日(水)から平成28年8月18日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年8月23日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年8月24日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年8月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年8月26日(金)午前11時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもつ</p>

決定	て入札を行った者としします。
16 契約保証金	免除しします。
17 最低制限基準比較価格	2,550,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止しします。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止しします。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第101号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告しします。

平成28年8月23日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	市営住宅東雲町地内側溝浚渫工事
2 工事場所	大和高田市 東雲町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年9月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとしします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに

	<p>に、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年8月24日(水)から平成28年8月30日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年8月31日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年8月24日(水)から平成28年9月1日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年9月2日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年9月5日(月)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年9月6日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先</p>

	〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年9月7日(水) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	720,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
<p>公告第102号</p> <p>次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。</p> <p>平成28年8月26日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田 誠 克</p>	
1 工事名	大和高田市公園長寿命化対策遊具改修その1工事
2 工事場所	大和高田市大字野口地内(野口公園)
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり

5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の造園工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年8月29日(月)から平成28年9月2日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年9月5日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年8月29日(月)から平成28年9月7日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年9月9日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年9月13日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年9月15日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年9月16日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>

17 最低制限 基準比較価 格	7,490,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第103号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年8月26日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	大和高田市公園長寿命化対策遊具改修その2工事
2 工事場所	大和高田市大字市場他地内(市場公園他)
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の造園工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。 (4) 受付期間 平成28年8月29日(月)から平成28年9月2日(金)まで

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年9月5日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年8月29日(月)から平成28年9月7日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年9月9日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年9月13日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年9月15日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第</p>

金	9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年9月16日(金) 午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	6,880,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第104号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年8月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市公園長寿命化対策遊具改修その3工事
2 工事場所	大和高田市大字築山地内(築山公園他)
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の造園工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けてい

	<p>る者を除く。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年8月29日(月)から平成28年9月2日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年9月5日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年8月29日(月)から平成28年9月7日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年9月9日(金)午後5時</p>

	<p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年9月13日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年9月15日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年9月16日(金)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>9,440,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第105号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年8月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田・樫原相互融通管理設工事
2 工事場所	大和高田市根成柿地内・樫原市東坊城町地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年2月28日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水道)に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年8月29日(月)から平成28年9月2日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1</p>

大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室	
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年9月5日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年8月29日(月)から平成28年9月7日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年9月9日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年9月13日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年9月15日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p>

	平成28年9月16日(金) 午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	7,640,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第106号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年9月2日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	保育所便所洋式化改修
2 工事場所	大和高田市西三倉堂1丁目他3地内(浮孔保育所他3ヶ所)
3 工事期間	契約締結日から平成28年12月28日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成

	<p>15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年9月5日(月)から平成28年9月9日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年9月12日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年9月5日(月)から平成28年9月9日(金)まで</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年9月15日(木)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年9月16日(金)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年9月20日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年9月21日(水)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>2,080,000円(消費税等抜き)</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第107号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年9月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市道天30号線仮設橋設置工事(再度入札)
2 工事場所	大和高田市西坊城地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年2月28日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。</p> <p>(2) 鋼構造物工事において建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の建設業の許可を受けており、かつ、同法第27条の23に規定する経営事項審査における鋼構造物工事の総合評定値(同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)が700点以上で完成工事高を有する者(0でない者)であること。</p> <p>(3) 請負金額が3,500万円以上となる場合は、一級若しくは二級土木施工管理技士、一級若しくは二級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(2)及び5(3)の要件を満たすことを証する建設業許可証明書等の写し、経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の写しと5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年9月5日(月)から平成28年9月16日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを</p>

	<p>除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年9月20日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年9月5日(月)から平成28年9月16日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年9月26日(月)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年9月27日(火)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年9月29日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年9月30日(金) 午前11時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	26,720,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第108号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年9月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

教育委員会
教育委員会規則第1号の2

児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市教育委員会

委員長 萱澤 昌子

児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則

児童ホーム設置条例施行規則(平成13年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
様式第2号中「、申請者」を「、申請書」に、「相違の」を「相違が」に改める。

様式第3号中「第 号」を「第 号」に、

「大和高田市教育長 印」を

「大和高田市教育委員会

教育長 印)に、
「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会告示第17号

大和高田市教育委員会8月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成28年8月8日

大和高田市教育委員会
教育長 早川 博

記

日 時 平成28年8月12日(金) 午後2時
場 所 さざんかホール4階会議室
議 案 第1号 後援願いについて
第2号 その他

教育委員会告示第18号

大和高田市教育委員会9月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成28年8月29日

大和高田市教育委員会
教育長 早川 博

記

日 時 平成28年9月1日(木) 午後2時
場 所 さざんかホール4階会議室
議 案 第1号 教育に関する事務の管理及び執行の点検評価について
第2号 後援願いについて
第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第29号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年8月26日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成28年9月2日(金) 午前9時
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 存外選挙人名簿の登録について
第4号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者を選定するくじについて
第5号 その他

選挙管理委員会告示第32号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年9月8日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

- 1. 日時 平成28年9月15日(木) 午前9時
- 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室
- 3. 議案 第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者について
第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第8号

大和高田市農業委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

平成28年8月26日

大和高田市農業委員会

会長 松田 榮義

記

- 日時 平成28年9月7日(水) 午後3時
- 場所 市役所3階東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 農地法第4条規定による申請の件
第3号 農地法第5条規定による申請の件
第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
第5号 その他

公営企業

水道事業告示第10号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成28年9月1日

水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

業者名	代表者名	所在地
こしの水道設備	越野 昌	奈良県御所市柏原上方1395番地の1

水道事業公告第18号

平成28年8月30日

大和高田市水道総務課窓口業務等包括委託

公募型プロポーザル公告

水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

下記の業務を実施するに当たり、同業務を委託する事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するに当たり、次のとおり公告します。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 業務名称 | 大和高田市水道総務課窓口業務等包括委託 |
| 2 | 委託期間 | 平成28年12月1日から平成31年9月30日まで |
| 3 | 業務概要 | ①窓口電話受付及び料金収納業務
②開閉栓業務(現地精算含む。)
③水道メーター検針及び点検業務
④滞納整理業務(給水停止含む。)
⑤水道料金及び下水道使用料調定業務
⑥水道メーター取替業務
⑦その他①から⑥に付帯する業務 |
| 4 | その他 | 別紙実施要領及び仕様書等のとおり |
| 5 | 担当課 | 〒635-0016
奈良県大和高田市大東町5番22号
大和高田市上下水道部水道総務課
TEL 0745-52-1367
FAX 0745-23-3850 |